2026/9/30

リトルハウス通信

今までこのリトルハウス通信において、当事者の自己決定の重要性、あるいは支援の中でそれを目指す意義について、参考文献を踏まえながら私の考えを言葉にしてきました。そんな中で、私が影響を受け、今までご紹介していなかった「精神障害者の自己決定　―意思決定支援におけるソーシャルワーカーとの関係性―」（大谷京子：2023）という論文があります。当論文は「自己決定の尊重」という概念を多角的に捉え「自己決定の尊重」という、反論しがたい圧倒的に「正しい」とされる概念に対し、ある種の問題提起が行われています。

「自己決定の尊重」が支援の根幹をなす原理であるからこその問題提起です。

そこで今月と来月のリトルハウス通信では、当論文の内容をお伝えすると共に、私なりの解釈をつらつらと書いていきたいと思います。

本論において著者である大谷は、まず大原則として「ソーシャルワーカーには自己決定尊重の倫理的責任がある」と述べています。しかしそのいっぽうで、ソーシャルワーカー（支援者）がクライエントの自己決定を「自由意思に基づいて決めたなら、その決定によって導かれた結果の責任を（当事者が）負うのは当然という考え方がある」と批判的に指摘し、「そうした安易な自己責任への帰結は、支援者側の不作為と責任回避につながる」と示唆しています。大谷が示唆する通り「自己決定の尊重」という概念の中には、多かれ少なかれ、クライエントが「結果の責任を負うのが当然」というニュアンスが含意していているわけです。そこで大谷は「自己決定の尊重」の限界について触れ、その背景から、「パターナリズムへの再評価がされ始めている」点に注目しています。パターナリズムを具体的に説明するなら「その人の最善の利益を考えて自己決定を遮ってしまう行為」ということになり、

「自己決定の尊重」への限界が課題として上げられるいっぽうで、自己決定を遮りながら、「個人を尊重する」特徴があるパターナリズムが再評価されているという考えにつながるわけです。だからといって、パターナリズム的支援に対し、もろ手を挙げて賛成すると、当論文で述べられているわけではありません。パターナリズムには「優位に立つ他者の恣意的な干渉」や「本人への抑圧を引き起こす危険性」等が常にはらんでおり、パターナリズム的支援の遂行については「十分な吟味と注意が必要である」と熟考を促しています。

以上、大谷は本論において、「自己決定の尊重」という理念を盲目的に捉え実践することの危険性を指摘しています。そしてその結果として、「自己決定を尊重することと引き換えに、当事者の最大の利益を置き去りにしているのではないか」という問題提起がなされているわけです。そして本論ではこの問題と向き合うための方策をいくつか提案しています。次回のリトルハウス通信において、その点を深堀りしていけたらと思います。

■参考文献

大谷京子（2023）精神障害者の自己決定　―意思決定支援におけるソーシャルワーカーとの関係性―　人間福祉学研究　第 16 巻第 1 号